

軽自動車税納税通知書等

送付先変更（新規・変更・解除）申告書

年 月 日

平塚市長

納税通知書等の送付先の変更について、次のとおり申告します。

なお、送付先変更の申告にあたり、下記の確認事項については承知いたします。

納税義務者	住民登録のある住所又は本店所在地	電話番号
	氏名又は名称	
送付先内容	送付先住所	電話番号
	摘要(理由などを御記入ください。)	

太枠線の中だけ御記入ください。

【確認事項】

- (1) 納税義務者以外を送付先に設定することはできません。
- (2) 所有している全車両の送付先が変更されます。複数所有しているうち1台のみを別住所へ送付する等の対応はできません。
- (3) 送付先変更の申告内容に変更があった場合には、速やかに平塚市役所市民税課諸税担当まで御連絡ください。
- (4) 納税通知書等が変更した送付先に届かない場合（郵便の返戻等）には、納税義務者の住民登録のある住所又は本店所在地に送付する場合があります。
- (5) その他、納付の確認ができない等、送付先変更の解除が必要であると認められた場合は、解除することがあります。
- (6) 申告内容について、電話等で確認させていただく場合があります。

本人確認	
義務者宛名番号	